（以下「標準沈降線」という。）と融合する沈降線を生ずるものを陽性とすること。

ロ　抗原と血清との間に沈降線が見られず、標準沈降線が外反又は直進して当該血清を注入した穴に接近し、又は到達しているものを陰性とすること。

ハ　抗原と血清の間に、標準沈降線と融合しない沈降線を生じ、標準沈降線は外反又は直進して当該血清を注入した穴に接近し、又は到達しているものを陰性とすること。

ニ　イ、ロ及びハに該当しないものを疑反応とすること。

3　エライザ法による検査及び寒天ゲル内沈降反応検査以外の検査の場合

赤血球数の計算は、血球計算機を用いて行うこと。

4　馬伝染性貧血の疑似患畜については、検査の日から十五日から二十五日までの間に、寒天ゲル内沈降反応検査の再検査を行うこと。

この場合には、当該馬の原血清、二倍希釈血清、四倍希釈血清及び八倍希釈血清について検査を行い、その判定はそれぞれの希釈血清ごとに行うこと。